

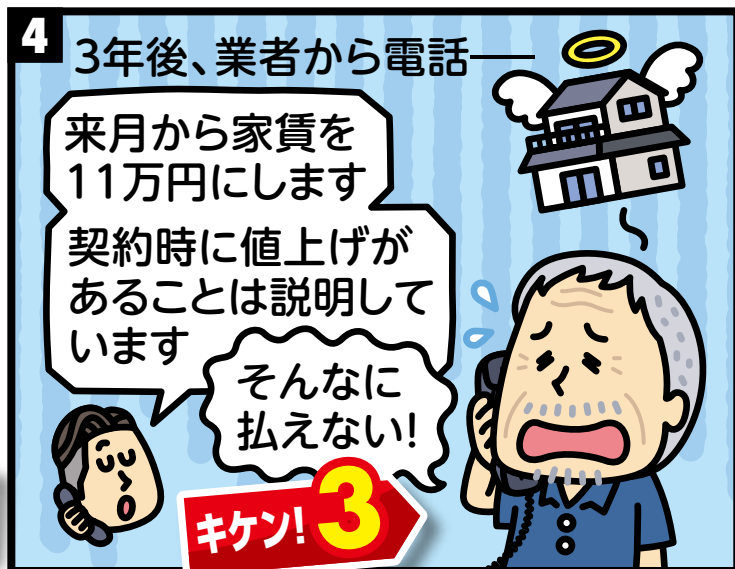
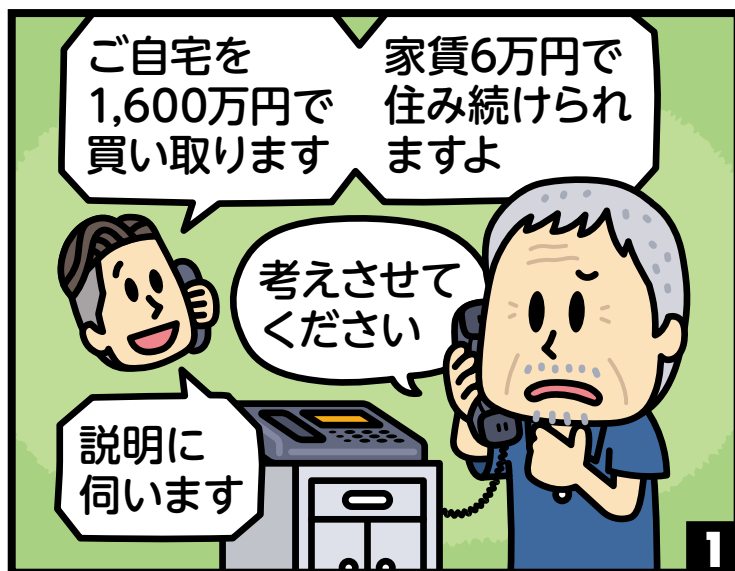


自宅売却(リースバック契約)の 強引な勧誘にご注意!!

埼玉県消費生活センター
「お助けかわらばん」



埼玉県消費生活センター
「お助けかわらばん」



- 1 迷惑な勧誘はきっぱりと断り、今後勧誘しないよう伝える
- 2 自宅を不動産業者に売却した場合 クーリング・オフはできません
- 3 売却後も住み続けたい場合は 家賃を支払い続けられるか確認

消費者ホットライン

最寄りの相談窓口につながります。

TEL 188

いやや!

皆さんからの相談情報が同様の被害防止につながります。

今月の標語

家売って
住む場所なくすは
悲劇です